

○千葉県福祉のまちづくり条例施行規則

別表第六 (第四条)

一 建築物

イ 医療法 (昭和三十二年法律第二百五号) 第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所 (患者を入院させるための施設を有するものに限る。)

ロ 児童福祉法 (昭和三十二年法律第六十四号) 第七条第一項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法 (昭和三十四年法律第二百八十三号) 第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第二百二十三号) 第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う施設 (障害者等の居宅において障害福祉サービスを行う場合における当該居宅を除く。)、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム、生活保護法 (昭和三十五年法律第四百四十四号) 第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法 (昭和三十六年法律第四十五号) 第二条第二項第七号の授産施設又は同条第三項第十一号の隣保館等の施設、売春防止法 (昭和三十一年法律第一百八号) 第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法 (昭和三十八年法律第三百三十三号) 第五条の三に規定する老人福祉施設又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第二百二十九号) 第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子保健法 (昭和三十九年法律第四百四十一号) 第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを行う施設 (同条第二項に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において地域密着型サービスを行う場合における当該居宅を除く。) 又は同条第二十八項に規定する介護老人保健施設その他これらに類するもの

ハ 学校教育法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校

ニ 集会場、公会堂又は社会教育法 (昭和三十四年法律第二百七号) 第二十条に規定する公民館

ホ 図書館法 (昭和三十五年法律第一百八号) 第二条第一項に規定する図書館、博物館法 (昭和三十六年法律第二百八十五号) 第二条第一項に規定する博物館、同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設

ヘ 農業協同組合法 (昭和三十二年法律第三百三十二号) による農業協同組合、金融商品取引法 (昭和三十二年法律第二十五号) 第二条第九項に規定する金融商品取引業者、水産業協同組合法 (昭和三十二年法律第二百四十二号) 第二条に規定する水産業協同組合、中小企業等協同組合法 (昭和三十四年法律第八十一号) 第三条第二号に掲げる信用協同組合、信用金庫法 (昭和三十六年法律第二百三十八号) による信用金庫、長期信用銀行法 (昭和三十七年法律第八十七号) 第二条に規定する長期信用銀行、労働金庫法 (昭和三十八年法律第二百二十七号) による労働金庫、銀行法 (昭和三十六年法律第五十九号) 第二条第一項に規定する銀行、貸金業法 (昭和三十八年法律第三十二号) 第二条第二項に規定する貸金業者、日本銀行法 (平成九年法律第八十九号) による日本銀行、農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号) による農林中央金庫、日本郵便株式会社法 (平成十七年法律第百号) 第二条第四項に規定する郵便局、株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号) による株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫法 (平成十九年法律第七十四号) による株式会社商工組合中央金庫の店舗

ト ガス事業法 (昭和三十九年法律第五十一号) 第二条第二項に規定するガス小売事業、電気事業法 (昭和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第二号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法 (昭和三十九年法律第八十六号) 第二条第四号に規定する電気通信事業 (同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備を設置して同法第二条第三号に規定する電気通信役務を提供するものに限る。) を営む店舗

- チ 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は飲食店のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- リ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第一条の二第三項に規定する理容所、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第二条第四項に規定するクリーニング所、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する旅行業、美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）第二条第三項に規定する美容所、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- ヌ 国、地方公共団体及び第十条に規定する公共的団体の事務又は事業の用に供するもの（イからリまで及びルからラまでに該当するものを除く。）
- ル 事務所（ヘからヌまでに該当するものを除く。）のうち、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
- ヲ 一般公共の用に供される自動車車庫（機械式駐車場を除く。）のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- ワ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第七項に規定する火葬場又は公衆便所（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。）
- カ 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- ヨ 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの
- タ 展示場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの
- レ 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの
- ソ 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの
- ツ 工場のうち、床面積の合計が三千平方メートル以上のもの
- ネ 一棟当たりの戸数が五十一戸以上の共同住宅
- ナ 一棟当たりの室数が五十一室以上の寄宿舎
- ラ イからナまでに掲げるものの二以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）のうち、床面積の合計が二千平方メートル以上のもの

二 公共交通機関の施設

- イ 軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）第九条第一項第十一号に規定する停留場
- ロ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設
- ハ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港
- ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル
- ホ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する停車場

三 公園等

- 動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
一部改正〔平成十一年規則三三号・一二年八号・一九年一〇八号・二〇年一四号〕